

# 納税者権利保護法を考える

## 第6回 調査手続、処分手続および更正の請求

志賀櫻法律事務所 弁護士 志賀 櫻 氏

### 1. 調査手続

調査手続の概要としては、以下を想定すべきである。

- ①質問権又は検査権の行使としての調査（以下「調査」という。）をするに際して、調査の対象者、範囲、及び手段について所要の規定を設けること
- ②調査対象者の選定基準が作成、公表されること
- ③調査は事前通知を原則とすること
- ④代理人（弁護士、税理士等）の調査への立会いを認めること
- ⑤調査に際して、調査の理由を明らかにすること
- ⑥納税者権利憲章を記載した書面が調査対象者に交付されること
- ⑦調査の終了に際し、処分する場合を除き、不処分の通知をすること
- ⑧不処分の通知をした対象年度、税目について再調査が禁止されること
- ⑨処分をする前に、処分事由に係る説明、弁明、協議がなされること
- ⑩協議の結果、国税に関する法律の定め適合する限りにおいて、処分に代えて、合意により終了することができ、この場合には再調査が禁止されること

### 2. 処分手続

処分についての規定としては、以下を想定すべきである。

- ①処分については、あらかじめ処分基準を定め、公表すること（行政手続法12条に対応する規定である）
- ②処分については、文書によってその理由を付記すること（行政手続法14条に対応する規定である）
- ③付記する理由の程度について、法律上の根拠、当該法律上の根拠に基づいて更正したことの理由、処分の根拠となった事実関係を明示すること

### 3. 更正の請求

- (1) 現行制度では、減額更正の請求をできる期間が1年とされている。これが短すぎることにについては、一定の意見の一致を見ているところである。実務においては、1年の期間制限が徒過した場合に、課税当局の窓口では、「嘆願書」の提出を求め、「嘆願書」と記載した書面でなければ受け付けないという前近代的な官尊民卑ともいうべき慣行が横行している。これを正すには、減額更正の請求ができる期間を、課税当局によって減額更正ができる期間に一致させる必要がある。

期間制限終了間際における減額更正の請求については、所要の規定の整備を図る。

- (2) なお、更正の期間制限を変更して、減額更正をできる期間制限と平仄を合わせるべきとの主張がある。更正の期間制限の件は、納税者権利保護法とは切り離して議論するべきであるが、必要であれば、別途の方策を考慮するにやぶさかでない。
- (3) 納税者権利保護法と国税通則法との規定のデマケーションの問題として、減額更正の規定をどちらに置くこととするかの問題がある。更正の請求制度そのものが、納税者の権利保護・救済を目的とするものであるから、更正の請求の規定群の全体を納税者権利保護法の内容として収納することが妥当である。
- (4) 現在、租税特別措置法については、納税者においてその選択を誤った場合について、更正の請求のような修正の機会が与えられていない。この点は妥当でなく、期間制限を有する何らかの救済措置を手当すべきである。